

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
 http://www.share.gr.jp/

第42号

2011年 4月

それでも 生きる

所長 林光行

悲しみのあまり、全てが灰色に霞んでいる。人が私に話しかけているのに、その声が届かない。大切な両親を喪った時に受けた胸の潰れる痛み。幾万もの人が今、その痛みの中にいる。その多くが、飢えと寒さに震え、更には放射能に怯えている。

まさに声を失います。そんな中、毎日新聞(本年4月1日)の余録は、別のことも伝えてくれました。

♣ 岩手の惨状に驚く米救援隊員に、「何もありませんが」と煎餅を差し出した倒壊した店の女主人。大船渡で捜索活動の中国援助隊員に「遠くからありがとう」とアメや菓子を手渡した住民。「援助隊なら」と代金受領を拒みカップ麺やおにぎりを提供したコンビニ…。

♥ 国外には、義援金と激励の言葉を日本大使館に寄せたマレーシアの孤児院の孤児たち。被災地の子供たちにと日本領事館にサッカーボール10個を寄贈した地中海性貧血を患うパキスタンの40人の子供たち。空き缶に小銭を集めたブラジルの貧しい地区の生徒たち等々。

生きる人間の素晴らしさに、思わず、目頭が熱くなります。そして、ふと、生かされている僥倖に感謝するとともに、自分に何ができるのかと自問します。

終戦直前、夏の浅草。焦土に恒例のほおずき市が立つ。軍隊にいた池波正太郎(作家)は、それを母親からの手紙で知ったとき、生きる希望を得たそうです(本年3月31日日経新聞/春秋)。打ち拉がれている人が立ちあがるには、希望も必要です。その希望の灯を点すのは、先ず被災者でない者の仕事ではないでしょうか。

今この時も、放射能汚染と命を懸けて戦っている人がいます。また、自ら被災しながらも避難所の運営に、線路や道路、電気やガスの復旧に、また、コンビニや郵便等のサービスの正常化に、夜を徹して働いている人がいます。何十万という人が、困難の中、各々の持ち場で、その精一杯を尽くしています。

その姿を見ると、被災者でない私たちが「自粛」と称して萎縮している暇はないと感じます。救援・義援に思いを馳せるだけでなく、私たち自身の生活を、経済を、回復させる必要があります、そうでなくては、被災地の、日本の、復興は叶わないと思います。

そして今、鎮魂と痛恨の念を懐きつつ、希望に満ちた日本の将来を冷徹に構想すること。それも、犠牲者から私たちに課せられた仕事ではないかと思われま

~ CONTENTS ~

○ 第35回交流 (株)メープルファームズジャパン	2
○ 経営倶楽部	
第70回 信用金庫の上手な活用法	4
第71回 2011年の課題と展望	6
○ 税制トピックス	8
○ グループ法人税制	10
○ わかった気がする世界政治経済略語	12
○ 新公益法人制度~税制~	13
○ 寄稿~国民の安全安心と政治の責任	14
○ 寄稿~地方自治と教育行政に思う	16
○ 寄稿~高齢者の住まいと生活	17
○ 2011年合宿レポート	18
○ 3.11東日本大震災に思う	20
○ 第16回K S経営研究会	22
○ ANAセミナーの感想とご案内	23

5月 - 9月の税務

5月2日	2月決算法人の確定申告期限
5月10日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
5月31日	3月決算法人の確定申告期限
6月30日	4月決算法人の確定申告期限
7月11日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付 (納期の特例の場合1~6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届提出期限 労働保険料の年度更新
15日	所得税予定納税額の減額申請期限
8月1日	5月決算法人の確定申告期限
31日	6月決算法人の確定申告期限
	個人事業者の22年分消費税の中間申告
9月30日	7月決算法人の確定申告期限

第35回 交流



カエデの樹液を煮詰めてできるメープルシロップ、さらに、水分を取り除いてできるメープルシュガー。上品な甘さと独特の風味があり、今やお菓子屋、ケーキ屋さんにはメープルを使ったお菓子を目にしないことはないというほどの人気です。その“メープルシュガー”の輸入取り扱が高が日本でトップの株式会社メープルファームズジャパンの押尾隆社長を訪ねました。（税理士 林 幸・中小企業診断士 前田 有太可）

若い頃の押尾さんは？

中1でビートルズに出会ったのが衝撃的でした。同じ頃、チェロの演奏を初めて聞き、何と美しい音かと感動しました。その時の感動は今も続いています。

高校時代は、学生運動が盛んだったこともあり、政治がかかってました。ノンセクトで、安保粉砕を叫び、学校に行かず、資本主義に疑問を持ち、親の商売のやり方に反発してました。高校は「卒業式粉砕」を叫んでいる厄介な生徒は早く出した方がよいと判断したのか、卒業してしまい、でも大学は受験しておらず、しばらくバイトをしていました。マルクス経済学を学びたいと思い直し、翌年同志社を受験し入学しました。

ところが、せっかく入った大学も、マンネリ講義に失望し行かなくなりました。その代わり「経済研究会」というクラブに入り、そこでよく勉強しましたね。

学生運動も参加されていたのですか？

いや、もうその頃は「付き合い」程度で。学生運動を牛耳っていた“組織”そのものが嫌いやったんですわ。自分は組織には向かない、ただ文章は多少書けるやろと思って、コピーライタースクールに通い、コピーライターとして就職、社会人の一歩を始めました。

お父様の会社には行かれなかったのですか？

それが、就職して1年ほどたってから、勤務先にいきなり親父が現れて「今までこいつをそちらに貸していたけど、もうええやろ、連れて帰るから。」と言い放ったのです。私も広告を作る方より、広告を出す方になるほうがよいと思い、退職することにしました。

お父様の会社はどんなご商売を？

商社で様々なものを扱っていましたが、当時はミシンの部品を輸出していました。その後、リッカーとの取引が年商20億円程まで大きくなったときに、そのリッカーが倒産。多額の不渡りをつかみました。当時、石材の輸入もやり始めていたので、そちらは私が主に

なって、がんばりました。石材の輸入元である米国のロックオブエイジズ社（以下、ROA社）の日本の代理店は5社でした。代理店会議で他社は「うちは100もらうわ」とか「うちは200で」とか話してるんですが、その100とかは何を指しているのか、何の単位なのかわからない。100個かな？会議終了してから、取引先から注文をもらって初めて単位が「㎡」と分かったくらい、何もわかってなかった（笑）。

そんな状態で唯一の代理店になったんですね？

あるとき、ROA社が来日し、代理店会議があったんやけど、その会議終了の際、ROA社は「代理店の皆さん、今後の提案をしてください」と言ったのですが、通訳が「今後ともよろしく」みたいな、ええ加減な翻訳をしたため、本意が皆に伝わらなかった。私は英語がわかったので、後日提案書を提出したのですが、提出したのはうちだけで、結果、ROA社から、今後、うちとだけ取引すると言ってきたわけ。その後、順調に取引を拡大し、彫刻工場も設立し、従業員も数十人になりました。ところが、1994年に中国製品がどっと日本に入ってきて価格破壊が起きました。うちの売上はあつという間に10分の1に。大阪港では運動場大の敷地いっぱい石材の在庫が2段重ね。倉庫代だけで月280万円。目の前が真っ暗になりました。

どうやって切り抜けたのですか？

いざとなれば、「生き抜くぞ!」「絶対負けへん、戦うんじゃ!」という気迫が出てくんねん。ROA社から資金面で協力を引き出し、工場は閉鎖、人員も整理、在庫を別会社に移して2年間で何とか売り切りました。

でも、ストレスがたまっただけで、2000年に腸と膀胱が癒着し開腹手術をしました。ところが手術が失敗しかけて、えらい目に合いました。そのときから、「もっと丁寧に生きな損や」と思うようになりました。読んだ本すべてにコメントをつける。チェロも徹底的

に練習する。会社のことも考えられるだけ考え抜く。納得できる「今」「ココ」が大事だと思ふようになりました。林事務所との付き合いもその頃からやね。林事務所の忘年会で、舞台上で極端に目立ったイチビリ兄ちゃんがいて、まさかあの人がウチの担当になるんやないやろな、と思っていたら、そのまさかが当たりました(笑)。以来、前田さんにはお世話になってます。

メープルシュガーをどうやって見つけました？

石材の仕事で北米バーモント州やケベック州には頻繁に出張していて、いつも何か商売のネタはないかと探していました。それで見つけたのです。日本食品工業新聞に記事広告を出したら、大手メーカー数社から興味があると言われ「これはいける」と思いました。

メープルシロップでなく、シュガーなのは？

シロップは既に他社が扱っていました。シュガーはシロップから水分を取り除いて作ります。水分がないので菓子等の加工用に適してますし、保存がききます。また、シュガーは料理にもいいのです。素材の味を引き出してくれます。照り焼きなんか最高です。

メープルシュガーって、「採取物」なんです。農産物ではない。つまり、生産できない。2月から4月の間、特定の地域でしか採取できない本当の天然物なのです。



急に流行して需要が増えても対応できないんです。だから、広告も控え目。ホームページもレシピの紹介が中心で、じわじわユーザーが増えて欲しいと思っています。「メープルシュガー」で検索すると出てきますよ。

モットーが「好信楽」だそうですね。

小林秀雄著「本居宣長」に出てくる言葉なのですが、「好きなことを見つけ、その道を信じて深めていけば、苦労もまた楽しい」ということです。以前、当社では商売のうまい人、会社に利益をもたらす人を求めてきました。でも、石材の失敗はそこにあつたと思っています。今は違う。この商品が好きで、惚れ込める人、そして一緒にこの商品を広めて行きたいという人を求めています。自分が良いと思う商品を世の中に提示し、世の中がそれを支持すれば、売上や利益が上がるのです。社員には、自立し、感性を大事にすることを求めています。読書、音楽、スポーツに親しむよう社員に勧めています。事実、私は晩9時に寝て朝3時か4時

に起き、チェロのレッスンを2時間。あとは執筆、読書をして、出社します。昼休みにチェロや音楽のレッスン。また、同人誌「牛王」の編集委員をやっており、最近、私の父の戦時体験と大逆事件100年を関係させた「特攻と大逆事件」という小説を執筆しました。

いま、経営で重視されていることは？

1. Q (Quantity 数量重視) 石材の失敗から学んだことは、大手の卸に依存しないということでした。今は多種多様な卸と取引し、特定の会社に依存しない。

2. P (Price 価格は安く) 輸入元のB社は、シュガーを初めて製品化し、当社が資金協力していることもあり、積極的に設備投資をし、生産ノウハウを蓄積して、生産量、品質とも北米一です。そのため、量産によるコストダウンにより価格を他社より抑えることができるため、安い価格が設定できます。

3. Q、Pを支える仕組み

(1) 予測力 毎月最新の情勢を加味して、最良、普通、最悪3パターンの期末の利益、資金の予測を「推移表」を作成して行なっています。それにより、価格改定等による影響を予測し、次の一手を決めることができるんですわ。これが大きい。また、それを裏付ける情報の整備が重要で、商品ごとの原価、粗利、通関実績からわかる他社動向、在庫、為替、資金調達の動きを反映させています。

(2) 資金調達力 商品を輸入し、在庫を抱えるので、規模拡大につれ資金調達力が重要です。(1)の予測力により、銀行に対し説得力の高い資料を提供できます。また、銀行の格付けを意識して決算を行なっています。

(3) 少人数組織 情報共有が容易で、みなで考え、みなでマネジメントできるから、社員数は最小限にしています。社員と一緒に毎月「定例会」を行って、予測や顧客の動向、問題点の検討を行なっています。前田さんにも入ってもらって一緒に考えてもらってます。

今後はどうされたいですか？

今はお寺が地域の中で衰退している。お寺で近所の人を呼んで、古典の本の勉強会や音楽会をやって、地域のコミュニティセンターにしたい。それをNPO法人を作ってやりたいと思っています。

株式会社 メープルファームズジャパン
 本社 〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-8
 URL <http://www.maple-farms.co.jp/>
 TEL 06-6941-6761 FAX: 06-6941-3728

経営倶楽部

第70回経営倶楽部 『信用金庫の上手な活用法』

～中小企業経営に活かす金融機関活用術～平成22年10月16日

大阪信用金庫 常務理事 松山 浩司 様・CSR推進部付部長 畑 正文 様



大正9年に創立された大阪信用金庫は、大阪府内を中心に73店舗、預金量・貸出金とも府下の信用金庫です。弊事務所の税務顧問先でもあります。銀行等の金融機関と信用金庫はどう違うのかなど、身近なようで実は知らないことがたくさんあります。そこで、今回は、「信用金庫って？」を始め、信用金庫の上手な活用方法について、ご講演頂きました。
(税理士 林 幸・藤原 良樹)

信用金庫って？

信用金庫はどのような金融機関でしょうか。銀行や信用組合と何が違うのでしょうか。まずは、信用金庫の成り立ちから松山さんの講演はスタートしました。

信用金庫は戦前の信用組合を母体として、信用金庫法(昭和26年6月制定)に基づいて会員の出資による協同組織の地域金融機関として誕生しました。その精神は「相互扶助・地産地消」であり、ルーツは二宮尊徳の農民の相互扶助会員組織である報徳社(1843年)まで遡るそうです。この精神は地域や職業の人のつながりを重視してお互いに支えあい、「産ある者は産を出し、産なき者はこれを活用する」ことを指しています。

信用金庫と銀行との違い

このような「相互扶助・地産地消」の精神をもつ信用金庫は融資を地域の中小企業又は個人から成る会員に限定しています(信用金庫法第10条1項)。銀行には融資先の限定はなく、これが株式会社である銀行と信用金庫の大きな相違点となっています。

結果として、銀行が株主の利益を優先して全国から預金として集めた多額の資金を安全性の高い大企業に

融資するのに対し、信用金庫は地元の方の預金を地元の中小企業に融資して還元するという点が特徴となっています。松山さんが講演中に「地域の方がつくった金庫」「地域の方々とともに地域を盛り立てましようというのが信用金庫」と何度もおっしゃっていたことが印象に残っています。

信用金庫の現状と役割

現在、日本国内の金融機関の数は1,287となっており、このうちの手14行で資金量、融資量ともに50%近くを占めており、一般の人は金融機関といえば大手銀行をイメージします。一方、アメリカの金融機関数は8,000超、預金量100億ドル(8,000億円・大信の預金量1.4兆円)以上の銀行はわずかその1%であり、金融機関といえばコミュニティ銀行と呼ばれる資産規模10億ドル以下の小規模な銀行をイメージするそうです。

信用金庫についていえば、信用金庫の数は全国で271(平成23年2月)、資金量については国内の全金融機関資金総額の14.4%にあたる約117兆円、中小企業を中心に融資量は12.9%にあたる64兆円となっています。

一方で、日本に存在する企業数(個人事業所を含む)は421万、その99.7%が中小企業であり、就労者の70%が中小企業で働いています(総務省「事業所・企業統計調査」)。つまり、日本経済を支えているのは中小企業であり、中小企業の資金面を支えているのは信用金庫となっています。日本経済にとって信用金庫が果たしている役割は非常に大きいといえるのではないのでしょうか。

大阪信用金庫の取り組み

続いて、本来業務である預金・融資以外に取り組んでおられる業務について、畑さんがお話し下さいました。「CSR」はCorporate Social Responsibility(企

摘要	銀行	信用金庫	信用組合
根拠法	銀行法	信用金庫法	中小企業等協同組合法等
組織形態	株式会社	会員の出資による協同組織	組合員の出資による協同組織
会員(組合員)資格	制限なし	・地区内の居住者又は事業者等の制限有り ・事業者は従業員300名以下又は資本金9億円以下	・地区内の居住者又は事業者等の制限有り ・事業者は従業員300名以下又は資本金3億円以下等
預金者	制限なし	制限なし	組合員
融資先	大企業	会員(地区内の中小企業、個人)	組合員(地区内の中小企業、個人)

業の社会的責任)の略。平成18年、理事長さんが「社会貢献していく必要がある」と「CS(顧客満足)にRがつくだけやから(笑)やれ」とおっしゃって、それまでのCS推進部がCSR推進部になったそうです。

CSR活動のひとつ、平成7年に始まった、お知らせや経営情報満載の広報紙“だいしんNOW”は、毎月25万部、2011年3月現在181号を発行されています。

マスコミでも取り上げられた“産学連携”では、大阪府立大学に職員がコーディネーターとして常駐し、ものづくり企業の新製品開発と補助金も含めた資金調達、経営課題解決の支援をされています。平成15年6月以来、「舞昆」など多くの成果が上がっています。

「この街のホームドクター」としての無料相談では、税務・法律・経営・IT・年金など、それぞれの専門家がさまざまな相談に応じるほか、中小企業診断士の職員による出前相談は10年間に5,000件を超えたそうです。ちなみに金庫職員で中小企業診断士の資格取得者は39名にのぼるとか。参加者からの「誰でも相談に乗ってもらえるの?」との質問には「ええ、それを機会に良いご縁を頂けたら有り難いです」とのこと。



(畑様と聞き入る参加された皆様)

その他、中学生の職場体験受け入れや“花咲かしんきん運動”、“エコアクション21”、清掃活動など、地域社会や環境問題へのさまざまな取組みをされています。一さてここで、前半のお話は、余りに真面目で拍子抜け(笑)! 参加者からも「話が違うじゃないか」との声。そこで、林(光行)が登場し、後半は、ここでしか聞けない“生々しい話”を聞くことになりました。その中で少し、差し支えない話を以下に…

大阪信用金庫はリレバン

「私どもは農耕民族、つまり、耕して育てて…」と畑さん。松山さんは「我々はずっと、リレーションシップ(お客様との関係重視)バンキングでやってきた」と強調されます。お話の端々からも、地元経営者の方とホットで密な信頼関係を築いて来られたことが窺えます。一方の大手銀行は、狩猟民族であり、「トランザクショ

ンバンキング」だということになります。「トラバンは、要するに点数制ですわ～」と松山さん。

利益が出てないと貸してくれない?

「大手銀行はトラバン、すなわち点数制で、決算書や担保の数値を打ち込んで貸し出すかどうかの判断する。だから利益が出ないとだめなんですわ。我々は決算書をあまり信用していません(笑)。いや、参考にはしますが、判断基準のひとつで、総合的に判断します。」

経営者・技術力・財産力等が判断基準

「事業の将来性、資金需要の背景を見ますね。技術力があって『これはいける!』と思えたら応援します。決算書に表れない個人資産なども見ます。要は全体としてキャッシュフローがどうかということです。一番に見るのは経営者と奥さんですね。経営者に事業に対する熱意があって、モチベーションが高かったら…それに奥さんがしっかりしてはったら(笑)貸しますね。」

勢いのあるところにお金はついてくる

「“勝ち馬に乗る”と言いますでしょう。“勢いのあるところにお金はついてくる”というのは本当ですわ。融資の申込みのときは、元気一杯!『これで儲けます!』と言ってもらえたら、貸すほうも貸しやすいです(笑)。とにかく信用金庫は、地域の方々とともに地域を盛り立てるのが役割です。担当者には何でも言うていただいて、積極的に活用していただきたい。」

中小企業の今後は?

「中小企業は会社と個人が一体なんです。『儲かってない』と言っても、社長も社員も子供さんを学校にやっけて家族が幸せに暮らしておられる。素晴らしいことですよ。日本を支えているのは中小企業です。」

「大阪の中小企業は特にいいです。梅田・上六・天王寺などの再開発、**湾岸地域には液晶パネルや太陽電池等の低炭素型産業が集積しています。**しかも地価は**東京の何分の一**でしょう。これからは“大阪の時代”になるのと違いますか」と締めくくられました。

この街のホームドクター
 **大阪信用金庫 《だいしん》**
 本店営業部：大阪府大阪市天王寺区上本町8-9-14
 TEL：06-6772-0822
 URL：<http://www.shinkin.co.jp/osaka/>
 だいしん無料相談は ⇒ Tel 0120-880-568

経営倶楽部

第71回 経営倶楽部

平成23年2月5日

『2011年の課題と展望』～2012年問題の序章～

講師：経済・経営評論家 泉 和幸 先生

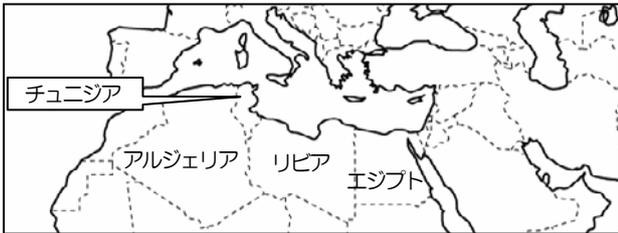


これまで日本は、GDPが世界第2位の経済大国として技術で勝負してきましたが、いまの国際的な位置づけを考えてみると、どうも後塵を拝しているようです。しかし、後退情報ばかりに囲まれていると、どんどん俯き加減になってしまうようです。時流を読んで仮説を立てて検証しながら情報と向き合う姿勢が求められます。（税理士 林 竜弘）



2012年の序曲としての2011年

2011年という年は、今までゴマかせていたことがゴマかせなくなってくる**ほころ**びの年になります。アフリカの北方には、西サハラ、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、リビア、エジプトなど色々な国がありま



す。このうちチュニジアという国は、国民の学歴が高く、政治的にも安定的で、西洋社会にもかなり同調的な国でしたが、政変が起きて独裁政権が崩壊してしまいました。その引き金はフェイスブックです。新しい電子メディアによって大量の情報が一定の目的の下にスピーディに動き出すと一晩で大統領が追い出されてしまいました。その後、隣国リビアを飛び越えてエジプトへ飛び火しました。エジプトは、スエズ運河というエネルギー輸送の要衝を抑えながら、イスラム諸国と西欧諸国とのバランスとして機能した国です。ところが、チュニジアの大統領追放と同じようなうねりが出てきました。この事件の背景には、実は、アメリカが中国を牽制しながら太平洋諸国と連携を図って、従来の資源獲得競争の中でも未開発であった環太平洋経済圏をアメリカ主導でとりまとめて行こうという動きがあります。つまり、TPPです。

TPPってなんだ？その加入と障壁

海の中には海底資源がありますが、島の周りには200海里の権益が確保されることを考えると、海洋派が大陸派としてのぎを削って動いていこうとするときに、海洋派が大陸国家以上の力を発揮するためには、海洋派に総動員をかけて協力していく必要があるという考

え方がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）です。当初、2006年5月に、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国によるFTA（自由貿易協定）として発効しました。その後、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が参加を表明し、新たな合意に向けて交渉が進められています。アメリカは2011年11月のアジア太平洋経済協力会議(APEC)までの合意を目指していて、日本も参加を検討しているところです。元々は、シンガポール、ニュージーランド、チリの3カ国による協定でしたが、アメリカの意向が働いてブルネイが加えられた経緯があります。ブルネイは、ボルネオ島の北部に位置し、マレーシアと国境を接する天然資源が豊富な王国です。しかし、やがて王制は壊れていくと見込まれ、その後におけるブルネイを国際的に貢献できる特別な管理地域にしていこうというアメリカの意図が背景にあるとスタンフォード研究所は分析しています。そんなわけで小国でありながらブルネイがTPPの提案国としてクローズアップされるようになりました。



他方で、TPPの議論と前後して、金相場が俄かに1オンスあたり1400ドルを突破しました。ドルに対して不信感を持った人たちが、代替資産を探して投資しているのですが、いま世界中が低金利で通貨には投資できずに金に投資しているため金相場が高騰している状況です。ASEANではブルネイが金を産出しているので、ブルネイを仲間に入れて、対岸地域の台湾、韓国、日本、これらを仲間引き込んでいこうというのがアメリカ・カナダ・メキシコの3国が結んでいるNAFTA（北米自由貿易協定）の狙いです。つまり



税制トピックス

閣議決定された税制改正法案は、例年であれば3月末までに成立していますが、23年度税制改正法案は、東日本大震災の影響もあり、衆議院で審議中のままです（4月5日現在）。また、今回の改正の目玉であった法人実効税率の5%引き下げも、復興財源捻出のため見送られる可能性が高まってきました。そこで、今回は、皆さんの生活と関係が深く、かつ、成立する可能性が高い法案を選んでまとめました。また、被災地に対する義援金等について、税務上の取り扱いをご紹介しますので併せてご覧下さい。なお、既に適用予定日が経過している法案は、成立した場合にはその日まで遡って適用となります。（田中 雄介・小林 正恵）



義援金等に関する税務上の取扱い

☐ 義援金以外に各自治体への寄附や活動支援金も

今、日本赤十字社、中央共同募金会、報道機関等が募っている東日本大震災義援金は、県、日本赤十字社、市町村で構成される義援金配分委員会により、被災者に配分されます。阪神淡路大震災のときは、震災発生後2週間後には第一次見舞金を支給したとのことですが、今回は複数県が甚大な被害を受けたため、配分委員会もできていないそうです。

そこで上記以外に、宮城・岩手・福島などの各県や市町村に対し、被災者に配分される義援金、あるいは災害復旧対策の寄附金を直接振り込むこともできます。

また被災者支援の方法として「活動支援金」もお勧めです。「活動支援金」は、被災地で活動するボランティア団体等に対する募金です。現時点で、特定寄附金に指定された活動支援金の振込先は下のとおりです。

(名義) 社会福祉法人 中央共同募金会 災害ボランティア口
三井住友銀行 東京公務部 普通預金No.162085

☐ 義援金等は寄附金控除とふるさと納税の対象に

義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、個人が支出した場合は寄附金控除として所得から控除できます。控除額の計算式は、次のとおりです。

$$\text{所得控除額} = \text{その年中の支出寄附金の合計額} - 2 \text{ 千円}$$

また、法人が支出した場合は全額が損金算入されます。

前述の義援金・自治体への寄附・活動支援金は全て「特定寄附金」に該当します。

寄附金控除は、この度の震災では手続きが簡略化され、確定申告書に必要事項を記載し、義援金等の振込書等の書類を添付することで適用が認められます。

また、自治体に対する寄附は“ふるさと納税”制度により、住民税の税額控除を受けることができますが、前述の義援金も同様の扱いとなります。認定NPO法人への寄附の税額控除制度も導入される見込みです。

閣議決定された税制改正法案は、例年であれば3月末までに成立していますが、23年度税制改正法案は、東日本大震災の影響もあり、衆議院で審議中のままです（4月5日現在）。また、今回の改正の目玉であった法人実効税率の5%引き下げも、復興財源捻出のため見送られる可能性が高まってきました。そこで、今回は、皆さんの生活と関係が深く、かつ、成立する可能性が高い法案を選んでまとめました。また、被災地に対する義援金等について、税務上の取り扱いをご紹介しますので併せてご覧下さい。なお、既に適用予定日が経過している法案は、成立した場合にはその日まで遡って適用となります。（田中 雄介・小林 正恵）

◆◆◆◆ 個人所得課税 ◆◆◆◆

☐ 高額給与と所得者の給与所得控除額が縮減へ

給与所得は $\text{給与収入} - \text{給与所得控除}$ で計算されます。給与所得控除とは給与所得者の経費にあたる金額のことで、収入に応じて計算式が定められており、現行制度では給与収入に比例して増え、上限額がありませんでした。改正案では、年収1,500万円以上の給与所得控除は一律245万円となり、2,000万円超の役員給与等の控除額は更に縮減されます。

	給与等の収入金額	給与所得控除額
改正前	1,000万円 超	給与収入×5%+170万円
改正後	1,000万円 超 1,500万円 以下	給与収入×5%+170万円
	1,500万円 超	245万円

	役員給与等の収入金額	給与所得控除額
改正後	2,000万円 超 2,500万円 以下	245万円-(給与収入-2,000万円)×12%
	2,500万円 超 3,500万円 以下	185万円
	3,500万円 超 4,000万円 以下	185万円-(給与収入-3,500万円)×12%
	4,000万円 超	125万円

※所得税は24年分から、住民税は25年分から適用予定

☐ 23歳以上70歳未満の成年扶養控除が縮減へ

平成23年分所得から16歳未満の扶養控除は廃止されていますが、さらに、成年者は基本的に独立して生計すべきとして23歳以上の扶養控除が縮減されます。

16歳以上23歳未満の扶養控除38万円は残ります。

改正前	23歳以上70歳未満のすべての扶養親族が控除対象
改正後の適用要件	①年間所得400万円(給与収入568万円)以下の場合 ②65歳以上70歳未満の者、心身の障害等の事情を抱える者、勤労学生等に該当する者を扶養する場合

※所得税は24年分から、住民税は25年分から適用予定



◆ ◆ ◆ ◆ 資産課税 ◆ ◆ ◆ ◆

以下の相続税の改正案については、23年4月1日以後の相続・遺贈について適用される予定です。

□ 相続税の基礎控除が大きく縮減へ

相続税を計算する際の基礎控除が縮減され、相続税がかかる人の割合(現在 4.1%)が倍増する見通しです。

基礎控除	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円 ×法定相続人数	600万円 ×法定相続人数

例えば、両親と子供2人の家庭で父親が亡くなり、相続財産8,000万円の場合、現行では8,000万円－(5,000万円+1,000万円×3)＝0になり申告・納税の必要はありませんでした。しかし、改正案では8,000万円－(3,000万円+600万円×3)＝3,200万円となり、その他の控除がなければ申告・納税の必要があります。

□ 相続税の最高税率が50%から55%へ

税率構造が6段階から8段階に細分化され、最高税率も5%引き上げられます。

法定相続分に 応ずる所得金額	改正前	改正後
1,000万円以下	10%	同左
3,000万円以下	15%	〃
5,000万円以下	20%	〃
1億円以下	30%	〃
3億円以下	40%	2億円以下 40%
		3億円以下 45%
3億円超	50%	6億円以下 50%
		6億円超 55%

□ 死亡保険金に係る非課税枠の適用対象者範囲の縮小

死亡保険金に対する相続税の非課税枠の適用対象者の範囲が縮小されます。

改正前	500万円×法定相続人の数	
改正後	500万円×	未成年者・障害者・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた法定相続人の数

□ 相続時精算課税制度の緩和による適用拡大

相続時精算課税制度が適用しやすくなります。

	改正前	改正後
受贈者	20歳以上の子である推定相続人	20歳以上の子である推定相続人又は20歳以上の孫
贈与者	65歳以上の親(父又は母)	60歳以上の2親等以内の直系親族(父母又は祖父母)

※23年1月1日以後の贈与について適用予定

◆ ◆ ◆ ◆ 法人課税 ◆ ◆ ◆ ◆

□ 欠損金の繰越期間が7年から9年に延長

欠損金の繰越期間は延長されますが、大法人は控除前の所得金額の80%までに控除範囲が制限されます。

摘要	区分	改正前	改正後
欠損金の繰越期間	大法人	7年	9年
	中小法人	7年	9年
繰越欠損金の使用	大法人	全額	80%相当額のみ控除
	中小法人	全額	全額

※大法人とは、期末資本金等が1億円超の法人です。
※23年4月1日以後に開始する事業年度から適用予定

□ 一定の法人を除いて貸倒引当金制度が廃止へ

法人区分	改正前	改正後
中小法人 銀行・保険会社等	適用	適用
上記以外の法人	適用	1/4ずつ段階的減少

□ 定率法で早期に償却できる額が縮小されることに

減価償却資産に対する定率法の償却率は、定額法の償却率の2.5倍でしたが、2.0倍に縮小されます。

※23年4月1日以後取得した減価償却資産に適用予定

◆ ◆ ◆ ◆ 消費課税 ◆ ◆ ◆ ◆

□ 消費税免税事業者の適用要件の厳格化

これまで、基準期間の課税売上高が、1,000万円以下であれば免税事業者となり、消費税の申告をする必要はありませんでした(基準期間とは、法人は前々期、個人は前々年のことです)。改正案では、上記の要件を満たしていても前期の上半期(個人は1/1～6/30)の課税売上高が1,000万円を超える場合には、当期(個人は今年)から課税事業者になります(下図参照)。

	前々期	前期	当期
改正前	800万円	2,100万円	免税
	前々期	前期	当期
改正後	800万円	1,000万円超	課税

※24年10月1日以後開始事業年度・年から適用予定

□ 仕入税額控除における「95%ルール」の見直し

現在、課税売上割合が95%以上の場合、課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できます。改正案では、年間課税売上高が5億円超の事業者は、課税売上割合が95%以上であっても、個別対応方式か一括比例配分方式により仕入税額控除額の計算をする必要があります。

※24年4月1日以後に開始する課税期間から適用予定

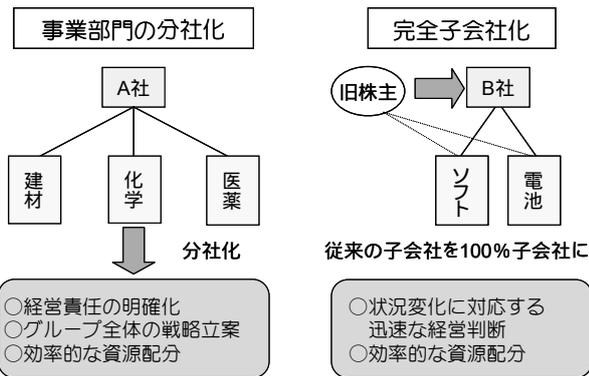
グループ法人税制

平成22年10月1日から、100%完全子会社等完全支配関係にある法人について、『グループ法人税制』

が強制適用されることとなりました。従来からあった連結納税制度が、選択した場合に適用されるのと異なり、資本金や売上金の額に関係なく、100%資本関係のある法人に強制適用されることに注意が必要です。以下では、グループ法人税制とは何なのか？ 導入前と後ではどのように変わるのか？について説明します。(丸山 晃希)

◇ グループ経営とは？

グループ経営の例としては、① 事業部門の分社化や、② M&Aによって他の会社を100%子会社化する完全子会社化等があげられます。

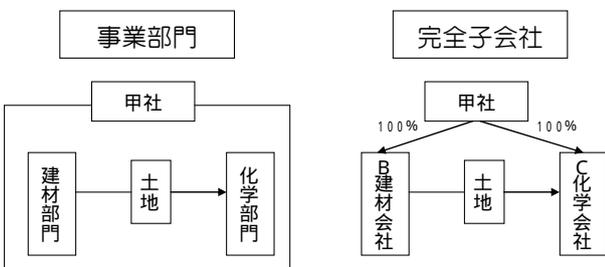


企業グループを対象とした法制度（組織再編税制や新会社法の制定等）が定着しつつある中、上のようなグループ経営が広く行なわれることとなりました。

税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、見直しが必要であるということが、グループ法人税制の導入された背景です。

◇ グループ法人税制の利点は？

下図は建材部門と化学部門の事業部門をもっている甲社が、それぞれの部門を完全子会社にした場合です。



分社化前の甲社が建材部門から化学部門に土地を移動させた場合には損益は発生しません。他方、それぞれの部門を完全子会社化した場合、B建材会社からC化学会社へ土地を譲渡すると譲渡損益が発生します。土地の譲渡は、経済的実態は同じなのに、完全子会社

化することで課税関係が異なることとなります。そこで、同一の会社内における資産譲渡と同じように、「100%グループ内法人の間で資産の譲渡等があった場合には課税が生じない」ようにするのがグループ法人税制の趣旨です。

◇ 「100%グループ内法人」とは？

グループ法人税制の「100%グループ内法人」とは、完全支配関係にある法人です。完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接あるいは間接に保有する関係をいいます。「一の者」には、内国法人だけでなく、個人株主や外国法人株主も含まれます。また、個人株主の範囲には、株主の配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族といった民法上の親族も含まれます。親会社が直接100%の株式を保有する場合だけではなく、その親族などの個人が保有する場合も含まれますので、同族株主が多い中小企業への適用も広く見込まれることとなります。

◇ グループ内取引の取り扱いについて

それでは、グループ内取引の取り扱いのどこがどう変わったのかを具体的にみていきます。

(1) 資産の譲渡損益の繰り延べの取り扱い

資産を譲渡した場合、本来は、売却価額と購入価額との差額が、その期間の譲渡損益として認識されます。しかし、グループ内法人間で売買が行われた場合には税務上、損益を認識せず、譲渡損益を将来に繰り延べます（連結納税制度では、すでに導入済みです）。

繰り延べられた譲渡損益は、当該資産がグループ内の貸借対照表からなくなる場合に、課税上の損益として認識されます。なくなる場合とは、グループ外に当該資産が譲渡された場合、減価償却によって費用化された場合、評価替え、貸倒れ、除却等の事由が生じた場合です。また、譲渡法人と譲受法人との完全支配関係がなくなった場合にも譲渡損益として認識されます。譲渡損益が繰り延べられる資産は、次のものです。

譲渡損益が繰り延べられる資産	注意点
固定資産	譲渡直前帳簿価額が1,000万円以上のものに限りです。
棚卸資産に該当する土地等	
有価証券(売買目的有価証券を除く)	
金銭債権	
繰延資産	

(2) 寄附金の取り扱い

寄附金とは、金銭その他の資産又は経済的な利益の無償の供与(贈与)をいいます。法人が寄附金を支出した場合、本来は、一定限度額を超える金額は損金と認められず、他方、寄附を受けた法人側では、全額が収入として課税の対象とされています。

グループ法人税制では、寄附金を支払った法人では、その全額が損金不算入になりますが、受け取った側の法人ではその全額が益金不算入(会計上収益になりますが、税務上は益金とならない)となります。つまり、グループ全体では課税所得が発生することも、消滅することもないこととなりました。ただし、法人による100%支配に限定されますので、同族関係者である個人に100%支配されている場合には適用されません。

(3) 受取配当等の取り扱い

他の法人から受ける利益の配当や剰余金の分配等を受取配当等といいます。利益の配当等は、課税後の利益からなされるので、利益の配当等に課税すると二重課税の問題が生じることから、利益の配当等は益金に算入されないのですが、借入金利子や手形割引料等の負債利子に対応する部分については、益金に算入する必要がありました。しかし、グループ法人税制では、受取配当等の全額が益金不算入となり、課税が生じなくなりました(連結納税制度ではすでに導入済みです)。

(4) 現物配当の取り扱い

配当等に当たり株主等に金銭以外の資産を交付することを現物配当といいます。親会社への現物配当は譲渡として扱われ、本来は、分配資産の簿価と時価との差額に対して、子会社に課税が生じ、また、配当にかかる源泉徴収が必要です。しかし、グループ法人税制では、現物分配について譲渡損益を計上せず、配当の源泉徴収をしないこととなりました。つまり、現物配当のうち、完全支配関係のある内国法人間で行われる

ものを「適格現物分配」として、組織再編の一環として、譲渡損益を繰り延べることとなります(連結納税制度でも新たに導入されました)。

(5) 中小法人の優遇措置の取り扱い

中小法人の優遇措置は、自社の資本金が1億円以下の場合に適用されてきました。しかし、グループ法人税制の導入に際して、大法人の100%子会社は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大が可能であり、中小法人の優遇措置を適用するのは公平性を欠くことから、自社の資本金に加えて、親会社の資本金も要件に加えられ、自社の資本金が1億円以下であっても、親会社の資本金が5億円以上の場合、次に掲げる中小法人の優遇措置が適用できなくなりました。

① 年800万円以下の所得に対する軽減税率18%の適用
② 留保金課税の適用除外
③ 交際費等の損金不算入額の定額控除限度額(年600万円)
④ 欠損金の繰戻しによる還付制度
⑤ 貸倒引当金の法定繰入率

(注意点1) 施行時期について

以上の取り扱いのうち、(1)資産の譲渡損益の繰り延べ、(2)寄附金、(4)現物配当は、平成22年10月1日以降に行われたものから、また、(3)受取配当等と(5)中小法人の優遇措置は、平成22年4月1日以降に開始した事業年度から適用が開始されています。

(注意点2) 連結納税制度について

連結納税制度とは、国内の企業グループを、1つの会社とみなして法人税の申告・納税をする制度です。グループ内に赤字会社と黒字会社が存在する場合、赤字と黒字を相殺(損益通算)して法人税額を低減させることができます。グループ法人税制では損益通算ができませんので注意が必要です。

連結納税制度では、連結納税開始・加入時に、子会社の繰越欠損金が切り捨てられ、利用できませんでした。しかし、今回の改正により、親会社に5年超にわたり100%保有が継続された法人、親会社又は100%子会社により設立された法人等では、子会社の個別所得金額を限度に利用できるようになりました。限度を超過した額は、翌年度以降に繰り越されます。

わかった気がする 世界政治経済略語

英3~4文字の略語の氾濫が著しいようです。報道で使われるような略語を知っていそうな知人のリチャードさんに取材してきました。(公認会計士 塩尻隆夫)

> 略語の氾濫・反乱 <

★ 塩尻 (以下塩と記す) : 略語の氾濫が著しく初出の時はフルスペリングを併記すべきではないでしょうか。

◇ リチャード (以下リと記す) : 例えば?

★ 塩 : 政治経済の分野ではTPPやEPAやFTAという言葉を見かけますがゴチャゴチャになりそうで。

◇ リ : なるほど。こういうのは情報を整理すると理解しやすいんだ。こんなふうだね。まず、FTA (Free Trade Agreement) は自由貿易協定のことで、特定の国・地域が関税などの貿易障壁を相互に撤廃する取り決めで特

に関税撤廃を柱としている。



EPA (Economic Partnership Agreement) は、経済連携協定のことで、ある国や地域が相互に経済の幅広い分野で連携強化を目指す協定のこと。人の移動の自由化や知的財産権保護などを含めた広範なFTAといえる。

TPP (Trans Pacific Partnership) は、環太平洋戦略的経済連携協定などと訳され、FTAを多国間で結ぶ枠組みと考えればよい。加盟国・交渉国に日本を加えた10か国のGDP (Gross Domestic Product : 国内総生産) を比較すると日米で約9割を占めていることから、実質は日米のFTAだ、という人もいる。

★ 塩 : そういえば、WTOというのがありました。

◇ リ : これは時系列で整理すると理解しやすい。まず自由貿易の障壁となる関税の撤廃に向けた多国間協議の場として関税と貿易に関する一般協定 (GATT) が1948年に発足。GATTは1995年、世界貿易機関 (WTO) に発展。しかし2001年からの交渉で農産物の関税撤廃等をめぐり対立、WTOの交渉は停滞する。この間アジア太平洋地域の貿易自由化に向けた緩やかな枠組みとして1989年、アジア太平洋経済協力会議 (APEC) が設立され、その後はWTOの代わりにFTA・EPA・TPPという枠組みが出てきたんだ。

> 短絡的な考え、思い込みの行動は危険 <

★ 塩 : 震災報道でBWRとPWRという略語を聞きます。

◇ リ : 発電用原子炉の種類で福島原発では沸騰水型 (BWR: Boiling Water Reactor)、関西電力の原発や米原子力空母や原子力潜水艦の原子炉では加圧水型 (PWR: Pressurized Water Reactor) が採用されている。

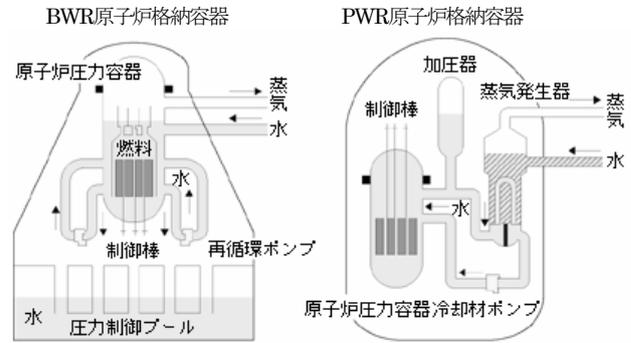


図 : 経済産業省 資源エネルギー庁 ウェブサイトより引用

BWRは炉心で発生させた蒸気で直接タービンを回す直接サイクルで原子炉圧力が低くなる代わりにタービン設備が放射線管理区域となる。PWRは炉心で加熱された高温高圧水から蒸気発生器を介して発生させた蒸気でタービンを回す間接サイクルで原子炉圧力が高くなる代わりにタービン設備が非放射線管理区域となる。

★ 塩 : 英3~4文字とは異なりますが、メルトダウンという怖そうなカタカナ語?も報道で出てきますが。

◇ リ : メルトダウン (Melt Down : 溶融) よりも原子炉が暴走している状態の再臨界が怖いんだ。チェルノブイリ原発の事故は炉心溶融の後爆発したとされるが、再臨界に至るとこれに匹敵するくらいの広範囲で大規模な放射性物質汚染が起きる。問題は、土壌が汚染されて、その影響がとてつもなく長期化するということだ。原爆を投下された広島・長崎には原爆による土壌汚染の影響はあまりなかった。だから、広島産の牡蠣や長崎産の農水産物、畜産物は安心して美味しさを満喫できる。しかし、汚染された土壌で採れたものはこうは行かない。

★ 塩 : わからないことがあったら納得いくまでググレ (グーグルで検索して調べる) ということですね。



◇ リ : そう。知らない略語といって逃げてはいけない。情報を鵜呑みにしてはいけないけれども知的好奇心を持ってインターネットで少し調べるだけでもある程度のことかわかる。根気よく頑張ってください。

新公益法人制度 ～ 税制 ～

平成23年3月末現在、新公益法人制度の移行申請書を提出した特例民法

法人は全国で約2,900社(全体の約12%)です。とても、移行作業が進んでいるとはいえません。残り2年8ヶ月で全ての特例民法法人が移行できるか、かなり心配な状況です。さて、今回は移行に伴う税務上の扱い及び税務に伴う申請書作成にあたり注意する点などについて掲載します。(税理士 古田 茂己)

1 [法人税等の取扱い

新たな公益法人に対する法人税等の取り扱いは下の表のとおりです。公益社団・財団法人は、現状の特例民法法人と同じ扱いです。また、一般社団・財団法人は、非営利型法人とそれ以外(普通法人)に区分されました。一般社団・財団法人の非営利型法人とは、①剰余金の分配をしないなどの要件を満たす「非営利が徹底された法人」か、②会員に対する「共益的活動を行うことを目的とする法人」に該当する法人をいいます。

摘要	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人		特例民法法人
		非営利型法人	左以外の法人	
法人税の課税	収益事業課税(公益目的事業は非課税)	収益事業課税	全所得課税	収益事業課税
税率(注)	30% 年800万円以下の部分は22%	同左	同左	22%
源泉利所得の税	非課税(源泉徴収しない)	課税(20%の源泉徴収)	課税(20%の源泉徴収)	非課税

(注)平成23年3月31日までに終了する事業年度については、特例措置として年800万円以下の部分について税率18%となっています。

1 [寄附金の課税制度

(1) みなし寄附金制度

「みなし寄附金制度」とは、収益事業に属する資産のうち非収益事業に支出した金額を、その収益事業の寄附金の額とみなした上で、その寄附金の一定限度額の損金算入を認める制度をいい、公益社団・財団法人のみに適用される制度です。

損金算入限度額は、次のイとロのどちらか多い金額です。損金算入が認められることによって、同額の法人税課税所得が減少します。

イ 収益事業の所得金額の50%相当額
ロ 公益目的事業に使用することが確実な金額

ロの金額の損金算入が認められることによって、収益事業の所得金額全額を公益目的事業に使用すると、収益事業の課税所得はゼロとなり、納付すべき法人税等もゼロとなります。

(2) 寄附を行った者に対する税務上の優遇措置

公益社団・財団法人は、税務上の特定公益増進法人となり、寄附を行った法人及び個人に対して税務上の優遇措置が適用されることになりました。

摘要	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人	
		非営利型法人	左以外の法人
寄附者が法人の場合	一般寄附金の限度額とは別に、特定公益増進法人としての限度額も認められています。	一般寄附金の限度額の適用のみ	
寄附者が個人の場合	寄附金控除の適用あり(「寄附金-2千円」を所得から控除します)	寄附金控除の適用なし	

1 [公益目的支出計画と法人税課税関係

公益目的支出計画を作成される一般社団・財団法人に注意していただきたい点があります。

公益目的支出計画の実施期間を短くさせるために、管理費の配賦計算などを工夫して実施事業の赤字額をなんとか増やそうと苦勞される法人もあります。しかし、そのようにすると、その公益目的支出計画の実施期間中、実施事業会計の赤字額は法人税法上の損金にはなりませんので、実施事業以外の会計の黒字額が増加して法人税額が増額する可能性があります。

従って、公益目的支出計画の実施期間に制限はありませんので、認可申請書を提出するにあたり十分に検討して資金繰り等も考慮した公益目的支出計画を作成してください。

※もし、お困りのことなどがありましたら、お気軽にご相談ください(担当:小幡、古田)。



寄稿

国民の安全安心と政治の責任

大阪府立高津高等学校同窓会会長 梶本 徳彦 様

東日本大地震

我が国の社会の仕組みが、底に穴が開き、壊れかけているのではないかと、若者が将来に希望が持てず漠然とした不安感を抱いているのではないかとという危惧を持ってこの文章を書き始めていた3月11日、東北関東大地震が起こった。

今回の事態は、人間の体質に例えれば、慢性的な糖尿病患者が、突然大事故に会ったようなものである。

3月末時点で、死者と安否不明が3万人近く、避難生活を送っておられる人が約20万人という空前絶後の大災害である。加えて原子力発電所の安全装置が機能なくなり、懸命の冷却作業が行われているが、30キロ圏内の方々が避難を余儀なくされている。

しかし、未曾有の災害という局面においても暴動も略奪も無く、寒さの中で冷静に助け合いながら避難生活を送っておられ、生活支援の輪が全国的に広がっていることは、日本人の心が素晴らしいことを証明した。また、このことが世界に発信され、日本人に対する評価を上げている。

今こそ強いリーダーシップと信頼回復を

想定外の天津波といわれているが、だからこそ、経験したことがない事態に対する危機管理について政治の能力が問われている。C・E・メリアムは、国民を統治する政治家には、強いリーダーシップが求められ、その資質の一つとして、「結果の分からない戦いにかける勇気」を挙げている。未曾有の国難には、前例のない対策が必要とされる。今こそ、政治が前面に出て、官民の知恵と資源、国民一人ひとりの力を総動員し、生活の安定と被災地の復興、経済の回復に向けて、必要な補正予算、法律の成立など素早くかつ総合的な施策が実施されることを期待したい。そして、政治に対する信頼を回復してほしい。

莫大な債務と社会保障経費の自然増

ところで、国民が安心して暮らせる長期的に持続可能な社会保障システムの再構築とそれを支える財源について政権内で検討は行われているものの、未だその全貌は見えてこない。

我が国は、国地方を合わせ、891兆円(対GDP比184%)

という莫大な債務を抱える一方、高齢化による社会保障経費の自然増により、将来にわたって制度が維持できないのではないだろうと、たぶん多くの国民は気付いていて何とかしなければならぬと思っている。しかし、糖尿病患者の多数が生活習慣を改善する必要について理解していても、なかなか実行できないように、日本という国も、抜本的な体質改善をすることなく、今痛みがないからという理由でその日暮らしをしているのが現状ではないだろうか。

不安定な雇用と生活保護費の増大

社会現象面では、生活の基盤となる雇用について、非正規労働者の比率が3割を超え、24歳以下の若年層では45%超、女性は5割を超えている。一昨年秋のリーマンショック後の景気後退により、多数の労働者が派遣切りや解雇にあい、寮から追い出され、ネットカフェや路上生活を余儀なくされ、年末には日比谷公園で派遣村が開設されたことは記憶に新しい。

その影響もあって、最後のセーフティネットである生活保護の受給者は、戦後の混乱期を除き、過去最高の200万人を超え、生活保護費は前年より3千億円増えて、3兆円に達している。増加の主な要因は、仕事を失った稼働年齢層と年金だけでは暮らしていけない所得の低い高齢者の増加によるものである。

また、生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアやニートをあわせると500万人を超え、国の調査では、年収200万円以下の給与所得者が1千万以上といわれている。そこに追い打ちをかけているのが、我が国の雇用慣行である。正社員は、新卒者優先であり、非正規労働者が常用雇用になる確率は極めて低い。また、自殺者が毎年3万人を超えているが、その理由は、病気など健康問題、生活苦である。

社会保障制度の形骸化と制度疲労

これまでは、雇用保険、医療保険、年金といった社会保険のセーフティネットが国民の安全安心を支えていたが、この制度も形骸化しつつある。

非正規雇用の増加による雇用保険の加入率の低下により、30年前は失業者の約6割が失業給付を受け取っていたが、近年は20%台まで落ち込んでいる。

国民健康保険の納入率は8割強まで低下し、一年以上の滞納者には保険証に代えて資格証明書が交付されるが、その人々の受診率は低いと言われている。

国民年金の納付率も下がり続け無年金者が増えている。特に国民年金は、仮に満額納めたとしてもその額は6万円台であって、一人暮らしの高齢者の生活保護基準の約12万円（大阪市・住宅扶助を含む）より低い。もちろん生活保護を受けるには、資産や貯蓄がなく、扶養義務者が扶養できない等の条件はあるが…。

こうした現象は、明らかな社会病理であり、今後我が国の社会システムを徐々に蝕んでいくことは間違いなく、社会保障に制度疲労が生じていることは明白である。加えて、制度疲労がもたらす別のリスクは、公的保険に入らなくても構わないという風潮が広がり、最後は国や自治体が何とかしてくれるだろうと言うモラルハザードである。こうなると制度は疲労どころか崩壊に至る。団塊世代以上の世帯の資産や貯蓄を食いつぶした後の日本社会はどうなるのか、空恐ろしい。

包括的制度の確立と財源確保が喫緊の課題

したがって、生活保護、最低賃金、基礎年金の間の整合性がとれているのかという課題をはじめ、雇用保険、医療保険、年金の制度見直しを行い、最低生活を保障する包括的な制度をどのように確立するのか、併せて、それを達成するための税財源と保険財源をどうするのか、というのが喫緊のテーマである。

実は、国はこのような社会病理を放置していたわけではない。自公政権の時から社会保障国民会議において専門家による緻密な分析が行われ、平成20年11月に報告書が示されている。昨年の参議員選挙において、菅首相が「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」を掲げ、社会保障制度の改革と消費税の増税を打ち出したのは、このような検討を踏まえたもので、私は、方向は正しかったと思っている。にもかかわらず、選挙で大敗したのは、手順が荒っぽくて唐突であると受け止められ、問題の所在と改革の目標が政権内どころか国民に理解されなかったからである。

政治の責任は

政治の責任は、正しいと考えるテーマについて、内容を具体的に分かりやすく丁寧に説明し、理解と納得を得るプロセスを踏み、達成するまで粘り強く努力することである。マックス・ウェーバーは、職業政治家

としての政党政治家に求められる資質として「情熱、責任感、判断力」の3点を示し、「政治は、燃える情熱と冷静な判断力を駆使しながら、岩盤に力を込めてじわじわと穴をくりぬく作業である」という有名なフレーズを残し、さらに、「たとえ現実が自らの信念目標に比べると愚かで卑俗であっても挫けず、目標実現に立ち向かう」と言い切る自信のある人間が求められると述べている。



税と社会保障の一体改革案を早期に

現政権は、昨年12月の閣議決定において「税と社会保障の一体改革」について、その実現に向けた工程表と合わせ、今年半ばまでに成案を得るとしている。

しかし、具体論になるとその道りは極めて厳しい。社会保障給付費は、高齢化などにより毎年1～2兆円の自然増があり、21年度予算では98兆円超、その財源は保険料が約3分の2、国地方を合わせた税が約3分の1となっている。年金は給付費の52%余りの約51兆円であり、基礎年金の2分の1を国庫負担するための2.5兆円について臨時財源に頼っている。子ども手当についても、恒久的な制度ではなく1年限りの予算措置であり、このようなその場しのぎの対応は限界にきている。また、事業仕分けによる財源捻出や埋蔵金の食いつぶして持続的な制度維持ができるはずがないこと、安定した将来の生活のためには一定の負担が必要なことも国民は良く分かっている。

年金、雇用、介護、医療など社会保険と子供、障害者など福祉を含む社会保障改革の全体像と各課題を具体的にどのように変えるのか、また、それを実現するために、税と社会保険を合わせた国民負担がどれだけ増えるのか、早くメニューが示されるべきである。

野党もマスコミも協力して国民的議論へ

こうした期待に応えるのが政治の役割である。まず、与党である政権の責任として政党内で合意形成を行い、そのうえで、中福祉中負担を選択するのか、高福祉高負担を選ぶのか、野党も協議の土俵にのぼり、真摯にかつ踏み込んだ論議が行われるべきである。また、メディアも情報を正確に伝え、国民的議論のプロセスを経たうえで、多くの国民が納得する合意形成をしなければならない。必要な災害対策を速やかに実施するとともに、持続可能な社会保障体系の確立に向けて、今、政治の果たすべき責任は極めて重い。



寄稿

地方自治と教育行政に思う

高槻市 岡本 嗣郎 様

☆ 国際学力の低下の中身は？

数年前、世界の小中学生の学力比較が発表されました。「前回よりランクが下がった!」と、マスコミを中心にちょっとした騒ぎになりました。朝の奥様番組で、オバサンタレントが「タイヘンだタイヘンだ」と叫んでいるのが異様で、アナウンサーが「どうしてですか」と尋ねると「だって、由々しきことでしょう」。

高槻市議会でも何が問題なのか焦点の定まらない質問がありました。共通して勘違いしているのは、成績優秀な子供たちの学力が下がったと思いつていることです。しかし、問題は別にあります。実のところは、平均点が下がったという話ですので、落ちこぼれ、あるいは落ちこぼれつつある子供たちの基礎学力の低下が問題なのです。しかし、基礎学力の強化は常に課題となっていますが、一筋縄では解決しません。

その後、文部科学省は実態調査のため、全国一斉学力テストを実施しました。「全国一斉でなくとも、抽出調査でも充分だ」との専門家の指摘もありましたが…。そして、その結果は各市町村教育委員会に送られました。各教育委員会で個別に対応策を考えるためです。

☆ 「クソ教育委員会」なのか？

ところが橋下徹知事が吠えました。「教育委員会だけがテスト結果を持っているのはおかしい。公開するべきだ」。しかし、テストの目的は実態調査にあるので、文部科学省は結果の公表を想定していません。ですから教育委員会が独自の判断で、結果を公開することは不可能です。

公表しないことの是非は別として、残念ながら、これが文部科学省(国)と教育委員会(地方)のルールです。このことをご存知なのかどうか、知事は「クソ教育委員会」と罵倒しました。かつ「テストを受けたならその結果を知りたいですよ〜」とも言いました。事情を知らない市民は、誰もそう思うのは当たり前です。

どのような目的で、橋下知事がテスト結果を知りたいのか分かりませんが、それならば知事が文部科学省と直接交渉するのが筋なはずですが。文部科学省と話し合っただけで納得がいけないから市民に訴えかけるのならまだしも、府民をたきつけて教育委員会に圧力をかける

など、もってのほかです。光市の母子殺人事件でも、被告弁護団に抗議することを、市民にたきつけました。私からすれば、「まず、自分がやらんかい」というところでは。

☆ 教育観はさまざま

橋下知事の目的がなんであれ、各学校ごとの成績を公表することは教育委員会にとって悩ましい問題です。橋下知事は、各学校の成績が明らかになれば学力向上を目指して競争が始まる、と期待しているようですが、ことはそれほど単純ではありません。

地域の経済状態と学力との間に相関関係のあることは知られており、高槻市でも地域による学力格差は推測がついています。単に学校に競争させれば解決するという問題ではないのです。

市議会において教育行政を担当する「文教委員会」は議員が所属したがる委員会の一つです。というのは、誰も教育を受けた経験がありますから、それをもとに(その是非はともかく)発言できるからです。

橋下知事は家庭環境が決して恵まれていなかったと聞いています。その環境の中で公立進学校へ入学し、ラグビーをやり、それもかなりのレベルだったそうです。早稲田へ、弁護士に。一生懸命がんばれば何とかなる。そこに、橋下知事の教育観があるのかもしれない。しかし、全ての人にこれが当てはまるものではありません。

☆ 教育の中立性

もう一つ大切なことは、「教育の中立性」の問題です。右でも左でもない、ということではなく「教育は権力から自由である」ことを意味します。

教育委員会は地方自治体の長から独立した行政委員会です。予算編成の根本は押さえられていますが、教育内容を決定するのは教育委員会です。市長や知事の意向に左右されてはならないのです。

明治政府が臣民をまとめあげる手段として、教育と軍隊を利用したことは歴史的に指摘されています。

橋下知事の地方自治観ははっきりしませんが、教育に関わる地方自治について、もっとゆっくり府民と話し合っただけで進めてほしいものです。



寄稿

高齢者の住まいと生活

～特別養護老人ホームと高齢者専用の賃貸住宅について～

社会福祉法人堺暁福祉会
吉田 智 様

○はじめに

人は、住み慣れた我が家で、家族と一緒に、亡くなるまで生活を送ることができれば、幸せなのではないでしょうか。しかし、少子高齢化に伴い、高齢者の住まいと生活は変化し、独居世帯や施設依存型の高齢者が増加しているのが現実であり、高齢者を対象とした施設、住宅もかなり増えてきています。

その中で、以下では特別養護老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を取り上げたいと思います。

○住まいの種類～介護保険適用の施設

高齢者の住まいは、介護保険適用の施設かそうでないかに分けて整理することができます。このうち介護保険適用の施設は下のとおりです。これらは介護保険3施設と呼ばれ、全国で提供される高齢者施設・住宅の約4割を占めると言われています。いずれも65歳以上で要介護度1以上に認定された方が対象です。

平成22年3月末

介護保険適用施設	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
通称	【特養】	【老健】	【療養型】
施設の性格	福祉施設	医療施設	医療施設
対象者要件	常時要介護で在宅生活困難	入院治療不要病状安定の方	長期療養が必要な方
サービスや施設の特徴	食事や入浴、排泄等の介護	看護、介護、家庭への復帰を目指す	リハビリ等、今後順次廃止の方向
月額料金(要介護5)	8万数千円(減額制度有)	9万数千円(減額制度有)	13万数千円(減額制度有)
全国施設数	6,015	3,500	2,252
在 所 者 数	416,052人	319,052人	99,309人

月額料金は、4人部屋の例で、介護保険の1割負担2.8万円、食費4.2万円、居住費1万円等が含まれ、医療費は別です。

○特別養護老人ホーム【特養】

寝たきりや認知症のため、自宅で介護を受けることが困難で、在宅生活を継続できない方が入居します。施設では24時間365日で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上必要な身の回りの世話を受けることができます。利用料金も比較的低額で、さらに減額制度を利用できる条件を満たしている人は、月額4万円から5万数千円程度に減額されます。また、かつては4人部屋が一般的でしたが、今は個室が主流となっています。

ただ、特別養護老人ホームは待機者が非常に多いので、複数の施設に申込みれることをお勧めします。

○住まいの種類～介護保険非適用の施設

次に、介護保険非適用の施設には、主に下のものがあります。他には、シルバーハウジングなど事業主体によってさまざまな名称の高齢者住宅や高齢者施設、比較的低料金で入所できる軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)等があります。

介護保険非適用施設	高齢者専用賃貸住宅	有料老人ホーム	養護老人ホーム
施設の性格	高齢者住宅	高齢者施設	公的福祉施設
対象者要件	高齢者(おおむね60歳以上)	高齢者(おおむね60歳以上)	在宅生活が困難な低所得者
サービスや施設の特徴	バリアフリー構造等の設備が充実 構造や設備は様々・保証金が必要	食事、排泄等の介護、洗濯、掃除の家事、健康管理等 看護職員配置多くは終身利用権方式	食事の提供、生活相談等 自立した生活を目指す 申込は住所地の福祉事務所
月額料金	10万円以上	15万円以上	所得による
全国施設数	1,933	3,565	959
在 所 者 数	51,120戸	148,402人	66,027人

全国施設数は、高専賃は23年3月末現在の登録件数、有料老人ホームは21年9月、養護老人ホームは22年3月末現在です。月額料金は介護保険の自己負担や医療費は含まれていません。

○高齢者専用賃貸住宅【高専賃】

国土交通省管轄の専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅で、通称「高専賃」と呼ばれています。一般の賃貸を借りる感覚で自由で気ままな暮らしが可能です。

多くの住宅は生活を考慮したバリアフリー構造や緊急通報装置等の設備が充実しており、また診療所や介護保険事業所を併設していて、健康管理や介護サービスを受けられ、掃除や洗濯などの家事サービスの提供がある住宅等がありますが、どのようなサービスを提供するかは、それぞれの高専賃により異なります。

○おわりに

特別養護老人ホームと高齢者専用賃貸住宅について書かせていただきましたが、他にも高齢者を対象とした施設や住宅等のサービスの種類はたくさんあります。

しかしどこに相談すればいいかわからない、サービスも何をえばいいかわからないという方が、非常に多くいらっしゃいます。

困ったことが起こったら、まずは近くの特別養護老人ホームに相談の電話をされてはいかがでしょうか。



2011年 合宿レポート

毎年恒例の林事務
所合宿は、舞洲スポー
ツアイランド内『ロッジ舞洲』にて行われました。合宿初参加となる4人の新人
(ニックネーム:ハヤト・こばちゃん・みのり・雄介)の感想を交えながら、合宿レ
ポートをさせていただきます。
(杉浦 勇人)



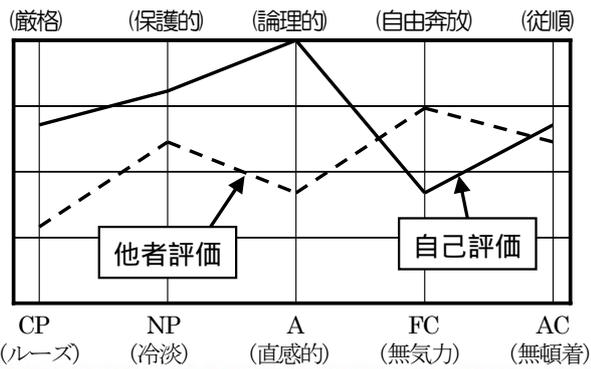
合宿1日目 JR 桜島駅から 15 分ほどバスに揺られて着いた先はロッジ舞洲。研修室は西側一面がガラス窓でとても開放感があり、窓の外には大阪湾のすばらしい景色が広がっていました。しかし、準備が完了し、いざスタートのはずが、所長の林は風邪で殆ど声が出ません。初参加でドキドキしている中、所長のかすれる声に耳を澄ませながら、合宿は静かにスタートしました。

エゴグラム (自己評価) 『今回は新人が4名もいるので、まずお互いを知ることから始めましょう!』ということで、エゴグラムから始まりました。エゴグラムは心理学のひとつである交流分析による性格分析の手法で、自己認識の役に立つそうです。

交流分析では、一貫した思考・感情・行動のパターンを持つ自我の状態を、以下の5つに分類します。批判的な親(CP)・養育的な親(NP)・大人(A)・自由な子供(FC)・順応した子供(AC)です。

合宿では、この5つについて、総計 50 個の簡単な質問に答え、その回答を各項目に集計・グラフ化しました。なお、数値の高い方が良いというわけではなく、高いところや低いところ、あるいはそのバランスから今の性格の特徴を読み取るものとなっています。

私のエゴグラムは、自己評価では下図の実線のようにになりました。この結果によると、論理的に考える傾向が強く、おせっかいも好きですが、自由な発想は少ないように見えます。私は常々論理的な人間でありたいと思っていたので、とても嬉しいと思いました。



エゴグラム (他者評価) 次に、仕事などで関わりのある身近な5人から私がどう見えているのか、点数をつけてもらい、グラフ化すると図の点線のようにになりました。その結果を見てびっくり!“自分から見た私”と“他者から見た私”とに、なんと大きなギャップのあることか!

他者から見た私は、割と自由に振舞い、普段の行動は気分による部分もあり、結構ルーズな人(!)だったのでした。自己認識としては、論理的で厳格な人間なのだと思っていたので、少し落ち込みました。

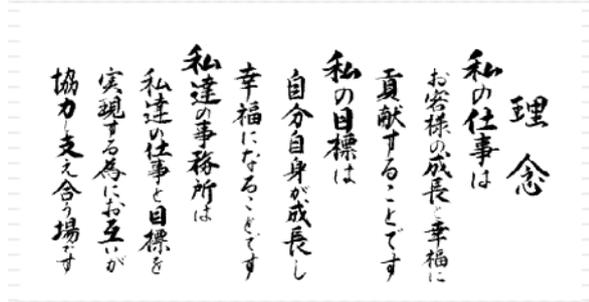
しかし、自分の性格の特徴について他者から評価を受ける機会は稀です。自分のことは、自分が一番良く分かっている。そう思っていたのですが、私が現実に行っている日常の言動は、自己認識とはまったく別なのだということに気付きました。自分では、自分自身の姿を見ることができない。そのことを思い知らされました。

以下は、こばちゃん(小林正恵)の感想です。「他者評価をしてもらうことで、自己評価だけを見ている時よりも、深く考えることができたと思います。また、他者評価をしていて気がついたのは、私が他者を評価するときは、その人の普段の言動など、外から見えていることで評価しているということで、表に出ていない部分は評価できないと思いました。逆に考えると、私についての評価も、表に現れていない部分については、他者は評価のしようがないのだなと思いました。また、評価する側とされる側の普段の関わり方によっても評価は違ってくるのかもしれないと思いました。」

合宿初日を終えて、他者から見えている私自身を知ることができました。また相互評価の不一致などについて意見を交換したので、事務所のメンバーのことをよく知ることができたとともに、私のことも知ってもらえたと思います。合宿前に比べて事務所のメンバーとの距離感がグッと縮まった感じがしました。



**合宿2日目
事務所理念** 2日目の午前は、私たち新人4人が事務所の理念について質問をし、先輩たちが各グループで話し合って回答していくという作業を通じて、理念に対する理解を深めました。



私たち新人が理念について考えるのは初めてのことで、質問を考えるのは大変でした。ですが、回答する側の先輩たちにも「考えてみたら、話し合うのは初めてやったわ!」と言う声もありました。

質問は“そもそも理念とは何ぞや?”というところから始まりました。

以下は、みのり(小林実愛)の感想です。

「先輩たちの回答を聞いて、理念とは『生き方』であり『哲学』であり、皆が共有する価値観とも言えると思いました。そして、事務所理念のキーワードは『成長』と『幸福』だということに気づきました。

『成長』は、規模の拡大ではなく、単純に言うなら新陳代謝であり、『生あるものは成長が止まったとき死ぬ』という話を聞き、なるほどと思いました。私自身、自分が成長し、人として大きく深く広くなりたいと痛感しました。

また、『幸福』についての先輩の回答で、『お客様から“ありがとう”の言葉を頂いたときに幸せを感じる』という言葉が胸に響き、とても共感しました。

そして『お互いが協力し支え合う場』というのは、日常的な仕事の分担や、このシエアリングレターを皆で協力し合って制作することもそのひとつです。しかし、それ以上に、一人一人が、事務所の仲間の課題を知り、支え合うことが大切だと思いました。

事務所の理念は、それぞれがお互いに人として対峙し共生する事務所でありたい、そんな思いから生まれたのだと思います。そして、毎日の仕事に心を込めて取り組むことこそが、お客様と共に成長と幸福を分かち合える関係を築けることなのだと思います。」

目標設定 午後は、今年1年の目標設定を行いました。まずは各業務グループの目標です。出てきた目標に共通して言えることは、コミュニケーションによって情報共有度を高め、助け合い、仕事を効率化するという事です。業務グループ毎の目標を設定し、自分たちが今年何をしなければならないかが明確になってきたところで、次は、自分自身が何をすべきか、何ができるのかを考え、発表しました。以下は、雄介(田中雄介)の感想です。

「私は、毎日2時間勉強すること、公益法人制度・会計の理解を深めること、仕事とプライベートとのON・OFFを明確にすることを目標にしました。決めたからには実行しないと意味がないので、毎朝勉強した日には、カレンダーにシールを貼って管理しています。目標の発表ではみんなに突っ込まれたり、他人の発表を聞いて新たな発見があったりなど、コーヒブレイクをはさみながら楽しい時間となりました。また、みんなが心から事務所のことを考えていること、そして、お客様に貢献したいという気持ちが伝わってきたことに、熱い気持ちになりました。」

最後に今年のアシスト・グループを決定しました。月に1回、ランチを食べながら、目標の進捗度をお互いにサポートするグループです。美味しいご飯を食べながら、お互いに協力し支え合う場ということかな?



Aチーム



KYKwithMT



チームmy島



チーム勇者

合宿を終えて 2日間の濃密な合宿を終え、充実感とともに、これでやっと林事務所の一員になったという気がしました。ただ、そこで解散と思いきや、林事務所の本領発揮!なんとそのままミナミへ繰り出して誕生日会(飲み会)となりました。この“元気”こそが林事務所なんですよね!!



東日本大震災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます

暮らし、モノの考え方の転換が求められている

2か月前に車で岩手県沿岸部を旅行したばかりでした。その時に会った岩手県山田町に住む夫の友人は、9ヶ月の子を抱えて素早く非難し無事でしたが、町は津波と火事で甚大な被害を受けたそうです。

「私たちの暮らし、モノの考え方、政治…大きな転換を求められているように感じました」。

電波が通じ、無事を知らせてくれた彼女のメールにあったこの言葉が忘れられません。品薄を実感し、節電生活をしてみて、これまで過剰に消費し、便利な生活をしすぎていたことに気づきました。一人ひとりが被災された方々を想い、シェアする気持ちを持って『自分ができること』を見出していく時ですよ。生きている者同士、力を合わせて歩んでいきましょう。

東京都 工藤 美和子 様

一時的な援助でなく未永い援助を

阪神大震災を経験した私にとって今回の大震災は、他人事とは思えません。私は家が全壊して家具の下敷きになり肋骨が折れましたが、お医者さんも被害を受けておられ、ただ布できつく巻くだけでおりました。

今TVで放送されている被災地の皆様の生活は16年前の私達の生活そのものです。ただ津波の怖さや、原発事故が伴って、神戸より交通の便が悪く物資の流通が遅れているのはとてもお気の毒です。

破壊された神戸の街を見たとき復興に何年かかるだろうと思いました。今、東北の皆様も同じことを心配されています。しかし国が激甚災害に指定しましたので道路・街の復興は国家によってなされると思います。

道路・街の復興はされても其処に住む個人個人の生活の復興は大変だと思います。住宅を再建するにも長い長いローンを組んでいまだに苦しんでいます。ローンの組める人はまだ幸せで、神戸に帰れない人、復興住宅で孤独死する人、100人居れば100人100様です。

東北の皆様も同じ過程を踏まれていかれ、これからが大変だと思います。あの時死んでいた方が楽だったと思うことに何度か出くわします。でも生きていれば何とかかなります。当座はボランティアの方が沢山来て下さって命を繋ぐ事が出来ました。特に林事務所の皆様に本当にご親切にして頂いたのは心にしみこんで、何時までもそのご恩を忘れることが出来ません。

このご恩をお返ししたく、直にでも飛んで行きたい気持ちですが、あれから16年…。73歳になり高齢のボランティアはお断りと言われてしまいました。わずかでも義援金を送らせて頂いております。元気だった主人も震災の疲れが原因してか、震災6年後亡くなりました。折角助かった東北の皆様が命が疲労や病気で亡くられる事のないようにお祈りするばかりです。

私の経験から一時的な援助でなく未永く援助していくことが大切だと思います。出来る人が今出来る事をしていくことが大切だと思います。兎に角、原発事故が早く上手く終息する事が東北の皆様、否全国民にとって最も大切な事でそれを祈らずにはおれない毎日です。

神戸市 森 光子 様

身の回りの当たり前を見直すとき

3月11日は、青山の会社から横浜の自宅まで徒歩しか選択肢が無く、国道沿いを歩いて帰りました。延々と人の列が続き、まるで初詣の神社のようでした。車も渋滞で全く動かない状況を横目に家を目指しました。

幸い、自宅周辺は地震の直接の被害は無く、一息ついたのもつかの間、翌日から首都圏もパニック状態です。スーパーに行くと、米、パン、水、牛乳、卵、カップ麺など全く無い状態で、商品棚は空っぽです。追い打ちをかけるように今度はガソリンスタンドに行列が続き、何時間待っても最悪は品切れで、車で出かけることも不安な状況が続きました。現在は少し落ち着いてきましたが、まだ日々計画停電に追われています。

そんな状況の中、思い出すのは16年前大阪にいたときの震災です。そして、林事務所で行った神戸の森公園の炊き出しのことが懐かしく思えてなりませんでした。あの震災で、色々なことを思い知らされたのに、最近全く忘れていたように思います。

今回の震災では、停電で街が真っ暗になる中で、いかに日々無駄な電気が多かったのか知らされました。また、会えるかどうか分からない中、バイクで迎えに来てくれた息子や、物資をすぐに送ってくれた父親など家族の絆！国道沿いを歩いて帰る際と同僚同士の励ましあいなど、支えあう、励ましあうことの大切さ！当たり前なこと（もの）をもっともっと大切にしなければ！と気づかされました。

ソニー生命保険㈱ 名角 公伸 様

生きる

16年前の阪神淡路大震災の時、被害が少なかった私達家族は、被災地の神戸三宮や芦屋に住む恩人たちが気がかりで、国道を歩いて現地へ向かい、崩壊した家屋や歩道橋やコンクリートの残骸や崩れた土壁のほこりや匂い、救援する自衛隊車の隊列の中、無事を確認できたときはお互い抱き合って泣きました。

あの時に自分の療養も顧みず寝食の時間をいとわず毎晩雑魚寝でライフラインの復旧作業をした友人の心意気や「なんとかなるから、大丈夫」と笑顔の恩人の姿は、忘れることができません。今、東北関東の方々の、あの時と同じ…いえ、もっと多くの災害にあいながらも、立ち向かうとされる姿に、言葉が出ないです。地震・津波・原子力の災害にあわれた方々の暮らしが、こころが、一日も早く平穏になりますように。

尼崎市 次田 賀都代 様

M9の超巨大地震と原発事故に思う

目を疑う甚大な被害にTVから目が離せない毎日です。そのTVでは、専門家が、他人事の顔をしてまるで別の星で起こっていることのように「想定外の地震と津波」と述べています。また、放射能の数値に関して「安全」を繰り返しています。東工大のS教授は、さんざん安全ですと繰り返し「もっと現地へ人員を投入すべきだ」と言いました。TV局に「氏自ら建屋の前で安全を訴えて下さい」と伝えました。福島第一原発のその危険で苛酷な現場では、多くの人が人間の手に負えない見えない放射能という敵と、命をかけて闘っているというのに、何と無責任なことを言うのでしょうか。今は、気休めではなく、正確な情報が必要です。

今回の事故は決して想定外などではありません。自然を侮った人間の傲りが招いた結果であり、まさに人災だと思っています。とにかく国民の安全を軽視してきた国と東京電力は、この期に及んで責任転嫁をせず、原子力政策を本気で見直すべきです。

私の故郷の上関原発も、二井知事が、一時中断を表明しました。しかし山下中電社長は、この惨事の最中の29日に『原発推進』を発表しました。私はこの愚かな判断に憤りと悲しみを感じながら、日本人の底力を信じ、東北の方々の安全と復興を願って、自分にできる小さなことを根気よく続けていこうと思っています。

奈良市 岸本 智恵美 様

投稿して下さった多くをやむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。



東日本大震災に思う

被災者の方の気持ちはいかばかりかと胸が潰れる思いです。高台に逃げて下さいと最後までアナウンスして津波に呑み込まれた役場の災害担当の女性、堤防の扉を閉めに行って津波に飲み込まれた消防団の人、他人をおもんばかって亡くなられた方の話は涙なしには、記事を読めませんでした。ご冥福をお祈りいたします。

地震、津波、原発、風評被害と3重にも4重にも災害に見舞われた皆様、どうか絶望せず、生きて下さい。

関西在住者として自分に出来ることは何かと考えています。市役所に勤める娘を通して義援金を、友人を通して救援物資を送りました。でもまだ足りない。

東北の方々の粘り強さ、諦めない心、共同体意識の強さなどを垣間見るにつけ、日本人が本来持っていた特質だったのでは?と思ひ巡らしています。私たちは粘り強く、諦めず、自分のこととして被災地の方に寄り添い、忘れず、働きたいと思います。

東大阪市 西村 千穂 様

東日本巨大地震へのレクイエム

今回ほど大自然が起こす“業”がこれほどの壊滅と悲惨をもたらすとは恐ろしいばかりです。思えば1995.1.17 阪神大震災では、六甲山の中腹にある職場から見た黒い煙と赤い炎が悪魔の躍動のようでした。翌日、やっと東灘区の家へ辿りつくつと付近一帯の家のほとんどが倒壊。家の中へ飛び込むと、足の踏み場もないどころか下手に動けば怪我をするという有様でした。それでもその時「ああ、よかった、物は壊れても家族が無事だ。」と心から感謝し、近所の皆様も無事らしく何とかなるのではと思ったものです。しかし、今回は「津波」が何もかも奪い去りました。

TVでは3人の幼い子供と妻を津波で失った男性が淡々とその事実を語っておられましたが、心の内を思うと涙が出そうになります。恐らくこれから計り知れない悲しみが襲ってくるにちがひありません。

自分だったら、もう一度気力を振り絞って立ち直ることができるのだろうか…。しかし、悲しみの良薬はきっと「時間」だろうと言う人がいます。どうか家族への思いを胸に頑張っていたいただきたいと思います。

神戸市 小柳 俊明 様

Key of Success

第16回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



「みなさま、こんにちは」の挨拶に、会場が和んだ雰囲気になり、ひと足早い春が訪れたようです。今回は、「あなたの暮らしをもっと豊かに」株式会社リビング・ラボの二代目若手経営者、1980年生まれ、通称「愛ちゃん」大島愛子さんが、ありのままの自分を聞いてください、と発表されました。(河野 けい子)

☆★ 創業～母から娘に ☆★

暮らし&生き方(リビング)の研究所(ラボラトリー)が由来の、株式会社リビング・ラボは、お母様の大島和枝さんが、32歳の時に掃除代行加盟店になって2年目に独立された後、法人として設立しました。当時「女性を家事から解放したい」とメディアにも取り上げられ、ハウスクリーニング&家事代行サービスを主とした事業は、口コミで固定客が増えていきました。

起業当時、保育園児だった「愛ちゃん」は寂しかったので、夜なべで仕事するお母様に反抗的だったとか。高校・大学時代は、アルバイトとして会社を手伝っていましたが、演劇をしていたこともあり、継ぐことは考えていなかったそうです。ところが、大学卒業後、ご病気のお母様の代わりに経営者となったのです。

☆★ 経営基礎講座を受講 ☆★

「経営は自分に向いていないのでは？」と、思っていたころ、経営基礎講座を受講して変化が起きました。所長の林光行の話が大変面白く、自分では一生懸命だったつもりでも、今まで100%出し切っていなかったと気づき、経営について前向きに、もう一度取り組んでいこうと思ったそうです。「時間と心にゆとりのある“快適な暮らし”のサービスを業とすること、スタッフとの信頼関係を向上し、お客様を増やし、会社を大きくすること」と、目標が明確になりました。

☆★ 会社のサービス内容 ☆★

林事務所では、1階から9階までの年末大掃除を、リビング・ラボさんをお願いしています。心を込めて仕事に打ち込むことの素晴らしさと感動を与えてくださ

います。そうした事業所、福祉関係の施設のお掃除などもされていますが、いちばん多いお客様は、一般のお宅。



2名1組・3時間で、お掃除とお洗濯を済ますパターンが多いそうです。定期利用のお客様には、換気扇、エアコン、窓ふきなどのお掃除計画を立てます。要望に丁寧に応えた、きめ細かな心づかいには、スタッフが全員女性だからでしょうか。一度利用されたお客様には、長くお付き合いしていただいているそうです。

☆★ 熱いディスカッションと応援エール ☆★

お客様との信頼関係を大切に、25年続けてこられたのは、仕事と会社を愛しているベテランスタッフのおかげだと、感謝されています。また、ご自身も誠意を尽くすことを、お母様から引き継がれています。一方で、いつまでもベテランスタッフに頼っておれないこと、若手スタッフがなかなか続かないことが課題です。

後半は、名は体を現す「愛ちゃん」の人徳で、リビング・ラボの課題解決と成長のため、参加者がグループに分かれ熱い議論を繰り広げ、会場は大変盛り上がりしました。今までの人脈も大切に、自信を持って、課題をクリアにして、一つ一つステップを上がっていかれることを願います。経営者としての心ざしにも磨きがかかり、お客様やスタッフも、ピカピカになっていけることでしょう。

〒542-0081 大阪市中央区南船場4-12-9-903
TEL 06-6241-6825 リーダール 0120-433-994
FAX 06-6241-6826 <http://www.livinglabo.com/>
スタッフ募集中! “自分磨き”しませんか!?

【第25期 よくわかる！経営基礎講座】← 開業支援講座が新しくなりました!!

☆対象: 自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方、経営に必要な知識を身につけたい方

☆日時: 「事業構想編」平成23年6月15日～7月13日 18:30～21:00 毎水曜日全5回 (受講料25,250円)

～経営戦略の立て方、考え方や経営に必要なスキルを学び、事業目的や事業構想イメージを明確にします

「事業計画編」平成23年7月27日～8月17日 18:30～21:00 毎水曜日全4回 (受講料20,650円)

～決算書の見方と利益・資金計画の立て方や経営に必要な手続きなどを学び、事業計画書作成を行います

☆講師: 林 光行・林 幸

☆場所: Aワーク創造館

<http://www.adash.or.jp/>





Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~

ANAセミナーを受講して



□会社の同僚からすすめられて、最近何かが違う、何か物足りない、と感じていましたので、そんなに得ることが多いのならと参加しました。今までたくさんの困難を乗り越えてきたし、これからも受け止めていけると自信を持っていましたが、コンプレックスもたくさんありました。きっと痛い所についてこられると思っていましたが、実は、自分の痛い所は思っていた所とは別にありました！！それが現実とわかった時から、物の見方が変わった気がします。肩の力が少しとれたように思います。

わかっているようで、わかっていなかった自分が可哀想。そして、それによって傷つけてきた人達ごめんなさい。観念を振り払い、新しい人生を送る勇気が持てました。気づかせていただき、ありがとうございました。
矢田 孝子 様

□最初は妻に勧められて参加しましたが、この3日間のANAセミナーで、いかに自分自身が積極的に行動と発言などを、無意識にしていなかったと、つくづく思いました。これからは自分の主張をはっきりし、自分の気持ちに素直になりたいと思います。また自分はどうしたいのか、そしてどのように進めば良いのか、前向きに考え、行動しながら進んで行きたいと思えます。
川村 芳久 様

□自分の気持ちに無関心になっていた自分に気がきました。周りとはぶつかることを避けるために、これでいいのだと自分を納得させてきたのだと思います。

セミナーの3日間で、人生は選択の連続で、自分で意識していないような小さなことも選択していて、その一つ一つの選択が、今の自分につながっているのだということを知ることができました。

そして何を選択するのかを決めるのは他人ではなく自分で、選んだ結果の責任を負うのも自分だということも。だからこそ、もっと自分と真剣に向き合って、自分の気持ちに素直にならなくてはと思いました。

主人公は自分だから、周囲が自分をどう思うかではなく、自分が自分をどう思うか、自分はどうしたいのか、そして自分の選んだことの結果を、自分で引き受ける勇気を持つことをこれから大切にしていきたいと思えます。
小林 正恵 様

□ANAセミナーを受けて、なぜ紹介者がセミナー内容の説明もなく何度もすすめに来たかがわかりました。今まで何度も自分を変えたいと思っていましたが、なかなかキッカケもなく後回しにしてきました。

セミナーの内容は、初日からハードでしたが、ふと気づいて見ると自分にあてはまる内容ばかりで、やりがいのあることに気づきました。私は今まで何となく周りの流れに合わせ、自分の気持ちを押し殺してきましたが、これからは止まって真剣に自分と向き合って、自分がどうしたいかを自信を持って積極的にいきたいと思えます。
鬼頭 孝一 様

□ANAセミナーの存在を知り、どんなセミナーか興味を持ったものの、過去に参加した人達は一様に「教えられる、けど受けた方が絶対に良いよ」という声ばかり。私の謎は深まるばかりの中、参加。

驚きや新しい概念などが、これでもか！というくらい盛りだくさん、あっという間の3日間でした。とてもすべてを消化できませんでしたが、たくさんの気づきを得ることができました。これからはその気づきを大切にしながら人生を充実させていきたいと思えます。

杉浦 勇人 様

Awareness for New Actions

ANA

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っ

ておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2011年5月ANA◇

日程：5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2011年8月・11月ANA◇

8月12日(金)・13日(土)・14日(日)

11月 3日(祝)・4日(金)・5日(土)

お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第72回経営倶楽部のご案内

今、福島第1原発では決死の復旧作業が行われています。その成功と作業員の方々の無事帰還への祈りの中、収束への道筋もなかなか見えない状況が続いています。過疎地で海辺に建設される原子力発電所。その恩恵を享受し、容認してきた私たち。今、私たちは、原子力発電のリスクをよく知った上で冷静に現実的な対応をしていくときではないでしょうか。

そこで、第72回経営倶楽部は、京都大学原子炉実験所 助教授 小出裕章 先生に、「原発の仕組みとリスク(仮題)」と題し、ご講演いただきます。先生は「原子力こそ未来のエネルギー」との夢に燃え、東北大学・原子核工学科に入学。同大学院修了後、京都大学原子炉実験所に所属、原子力に関する様々な基礎研究をされ、その過程で、原子力の危険性に気付き、以後、安全ばかりが強調される原子力開発に異を唱え「批判や警告の先に究極の安全がある」という信念のもと警告を発し続けて来られました。「原子力を選ぶか選ばないかは一人一人の生き方の問題。私は科学に携わっている者としての責任を果たす」と研究や講演活動に力を注いでおられます。

ぜひ皆様お誘い合わせの上、お越しくさいますようお願い申し上げます。

□ テーマ 「原発の仕組みとリスク(仮題)」 □ 講師 京都大学原子炉実験所 小出 裕章 先生

□ 日 時 平成23年7月16日(土) 講演会:午後1時30分~5時 懇親会:午後5時30分~

❖次回以降は⇒第73回:平成23年10月22日(土) 第74回:平成24年2月4日(土) を予定しております。詳細は開催1か月前のHPをご覧ください。お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒info@share.gr.jpまで

▽▲出版物紹介▽▲

『三訂版 新しい公益法人制度—設立・移行・会計・税務の手引き』



◇公認会計士・税理士 林 光行事務所 編 ◇実務出版株式会社 発行

『新しい公益法人制度』の三訂版を平成23年1月25日に発刊いたしました。

この度の改訂は、移行にあたり行うべき作業項目や各法人様のために、白紙の移行スケジュールリング表を追加し、新々会計基準や税制の部分などをより充実しました。

特例社団法人・特例財団法人の皆様を始め、新たに一般社団法人等の設立をお考えの方々にもお役に立てるものと思います。

《社会福祉法人会計簿記認定試験》 第7回認定試験は、平成23年11月13日(日)開催予定です。申込期間は9月1日(木)から9月30日(金)の予定です。ただし、会計基準の公表が遅れている為、延期の可能性が有りますので、詳細は「NPO福祉総合評価機構」<http://www.fukushi-hyouka.net/>にてご確認のほどお願い致します。

退職のご挨拶

昨年12月末日をもちまして林光行事務所を退職いたしました。

在職中は、皆様方の温かいお力添えのおかげで、私なりに充実した時間を過ごすことができました。心より感謝し、お礼申し上げます。本年2月に長女が誕生しましたことにより、しばらくの間は主婦業、育児に専念することとなりました。これからはスーツからエプロンに着替えて、頑張っていきたいと思っています。本当に有り難うございました。 税理士 村上 里佳

編集後記

☆3月11日、真っ先に思ったのは阪神大震災のことです。と同時に1995.4.1東灘区森公園でのボランティアと炊き出しを兼ねた交流会、55kgの最上級のお肉を提供して下さった明華園様始め、物資やお金の支援、ご参加くださった方々、何より「迷惑にならないか」と心配していた私たちの想像を覆して喜んでくださったこと…etcを思い出しました。お世話役だった方にお電話すると、瞬く間に16年の歳月は消え、「あの時のことを一日たりとも忘れたことはありません」と言っていたら、感激して思わず涙が出ました。

☆一瞬にして津波に飲み込まれた人々の無念…を思うと、ただただ手を合わすしかなく、気づいたら、その手に自然と力が入ってしまうのが、原発事故ニュース。でも今は、善意の輪が広がっているように思えるのが救いです。「援助を受けているのに、楽しんでいたら何と言われるか…」。16年前の森公園の方々の言葉を思い出します。同情がやっかみに変わったりします。それは、対等の関係ではないからです。「同情ではなく共感」を。立場は違っても、お互いが自立した対等な人間同士として、手を携えて共に幸せを目指したいと思います。(林 幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所

大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットヒル
〒543-0073 <http://www.share.gr.jp/>
TEL06-6772-7770 FAX06-6772-7740

公認会計士・税理士 林 光行

税 理 士 林 幸 中小業診断士 前田 有太可
税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫
税 理 士 林 竜弘 公認会計士・税理士 小幡 寛子
(非常勤)

☆次号は23年9月出稿予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。 info@share.gr.jp

☆なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。 口座番号 00950-3-14499